

# 平成28年度臨時福祉給付金および年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け）のお知らせ

平成26年4月に実施した消費税引上げによる影響を緩和するため、低所得の方に対して、暫定的・臨時的な措置として今年度も臨時福祉給付金が支給されます。また、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない障害・遺族基礎年金受給者の方への支援として年金生活者等支援臨時福祉給付金が支給されます。

給付金の対象者に該当すると思われる世帯には、小松島市から10月7日ごろに申請書類を郵送します。申請書に必要事項を記入し、平成28年10月11日から平成29年1月31日までの申請期間内に手続きをしてください。

## 支給対象者

**平成28年度臨時福祉給付金**：平成28年1月1日において、小松島市の住民基本台帳に記録されている方で、平成28年度分の市民税が課税されていない方

**年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け）**：平成28年度臨時福祉給付金の支給対象である方で、平成28年度5月分の障害・遺族基礎年金を受給している方（ただし、年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）を受給された方は対象外です。）

※市民税が課税されている方に扶養されている方、生活保護を受けている方などは対象外です。

## 支給額

**平成28年度臨時福祉給付金**：3千円  
**年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け）**：3万円

※いずれの場合も支給対象者1人あたりの金額です。

## 申請に必要なもの

- ◎運転免許証・健康保険証・身体障害者手帳・住民基本台帳カードなど本人確認ができる書類（有効期限が切れていないもの）
  - ◎印鑑（申請書に押印していただきます）
  - ◎金融機関の通帳見開きページの写し（支店名・口座番号・名義人・店番号がわかること）
- ※不足したものがあ場合は、再提出を求められます。

## 手続きの流れ

### ①申請書がご自宅に届きます。（10月10日ごろ）

給付金の支給対象者に該当すると思われる世帯へ、10月7日ごろに申請書類を郵送します。

※支給対象だと思われるのに、申請書が届かない場合は、お問い合わせください。

### ②申請書を郵送してください。（平成28年10月11日～平成29年1月31日 当日消印有効）

申請書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒で市役所へ郵送してください。

※市役所窓口でも受付します。

**【申請受付期間】**平成28年10月11日（火）～平成29年1月31日（火）

※期間を過ぎますと受付できませんのでご注意ください。

**【窓口時間】**午前8時30分～午後5時15分（平日）

**【受付窓口】**市役所4階臨時窓口

### ③給付金が支給されます。（受付から2か月程度かかります。）

申請書に記載した指定口座に入金します。

※特別な事情がある場合は、受付窓口で現金支給します。

※審査の結果、不支給になる場合があります。



### 【お問い合わせ先】

市臨時福祉給付金担当  
（市役所4階臨時窓口）

☎38・6611（臨時福祉給付金コールセンター）

☎32・3507（介護福祉課）

FAX35・0272

Mail:kaigofukushi@city.komatsushima.tokushima.jp